

資料8 - 1 伊方発電所の異常時通報連絡状況(平成14年度)

No.	発生 (通報) 年月日	県公表 年月日	異常の概要	国の 報告 対象	県の 公表 区分	号 機別	管 理 区 域	異 常 の 種 類
1	14.4.6	14.5.10	地震の観測(1号機7ガ、2号機8ガ、3号機6ガ)	無	C	123	-	地震観測
2	14.4.11	14.5.10	放水口水モニタの上昇	無	C	12	外	自然変動
3	14.4.17	14.5.10	復水脱塩装置再生用水ポンプ出口配管からの純水漏えい	無	C	3	外	設備故障
4	14.4.18	14.4.19	一次冷却系水抜用配管弁からの一次冷却水漏出	無	B	1	内	設備故障
5	14.5.31	14.6.10	低圧給水加熱器伝熱管の損傷	無	C	3	外	設備故障
6	14.6.4	14.6.4	作業員の救急搬送	無 <sup>2</sup>	A <sup>1</sup>	-	外	負傷等
7	14.6.8	14.6.8	作業員の救急搬送	無 <sup>2</sup>	A <sup>1</sup>	3	外	負傷等
8	14.6.20	14.6.20	格納容器排気塔モニタの故障	無	B	2	内	設備故障
9	14.6.28	14.7.10	海水電解液注入配管からの電解液漏えい	無	C	1	外	設備故障
10	14.7.6	14.7.6	高圧注入流量計の故障	無	B	2	内	設備故障
11	14.7.10	14.7.10	一次系補給水ポンプの故障	無	B	2	内	設備故障
12	14.7.24	14.8.12	海水淡水化装置の濃縮海水排水ポンプの自動停止	無	C	3	外	設備故障
13	14.8.10	14.9.10	開閉所直流電源装置の故障	無	C	3	外	設備故障
14	14.8.13	14.9.10	復水器冷却海水系統の除貝装置の清掃	無	C	2	外	清掃
15	14.8.29	14.9.10	取水ピットクレーン電気品室制御盤からの発煙	無	C	3	外	設備故障
16	14.9.2	14.9.3	充てんポンプバックリーク水戻り配管からの一次冷却水の微小漏えい	無	B	1	内	設備故障
17	14.9.6	14.10.10	原子炉補機冷却水ポンプのモーター温度記録計の故障	無	C	2	外	設備故障
18	14.9.18	14.10.10	制御用空気圧縮機の異常	無	C	2	外	設備故障
19	14.9.26	14.10.10	脱気器建屋建設工事に伴う埋設消火配管の誤損傷	無	C	1	外	設備故障
20	14.9.28	14.10.10	制御用空気除湿装置の異常	無	C	1	外	設備故障
21	14.10.1	14.11.11	タービン油冷却器冷却水系統の弁異常	無	C	2	外	設備故障
22	14.10.13	14.11.11	地震の観測(1号機3ガ、2号機5ガ、3号機5ガ)	無	C	123	-	地震観測
23	14.10.18	14.11.11	発電機内水素ガス圧力の異常信号発信	無	C	3	外	設備故障
24	14.10.28	14.11.11	系統ショックによる電気出力の瞬間変動	無	C	12	外	その他
25	14.10.28	14.11.11	系統ショックによる電気出力の瞬間変動	無	C	12	外	その他
26	14.10.29	14.11.11	グラント蒸気排風機の故障	無	C	1	外	設備故障
27	14.10.29	14.11.11	ろ過水配管からの水の漏えい	無	C	12	外	設備故障
28	14.11.3	14.12.10	系統ショックによる電気出力の瞬間変動	無	C	1	外	その他
29	14.11.3	14.12.10	系統ショックによる電気出力の瞬間変動	無	C	12	外	その他
30	14.11.8	14.12.10	系統ショックによる電気出力の瞬間変動	無	C	3	外	その他
31	14.11.9	14.12.10	系統ショックによる電気出力の瞬間変動	無	C	12	外	その他
32	14.11.9	14.12.10	系統ショックによる電気出力の瞬間変動	無	C	3	外	その他
33	14.12.16	15.1.10	海水電解装置の自動停止	無	C	12	外	設備故障
34	14.12.26	15.1.10	復水器ボール洗浄装置の自動停止	無	C	3	外	設備故障
35	15.1.4	15.2.10	湿分分離加熱器からの蒸気漏えい	無	C	1	外	設備故障
36	15.1.6	15.1.6	使用済燃料ピットエリアモニタの故障	無	B	3	内	設備故障
37	15.1.24	15.2.10	純水装置真空脱気器ポンプ出口流量計からの純水の漏えい	無	C	12	外	設備故障
38	15.1.29	15.1.30	加圧器逃がし弁の異常開	無	B	2	内	その他
39	15.2.2	15.3.10	屋外埋設消火配管からの水道水漏えい	無	C	1	外	設備故障
40	15.2.18	15.2.19	伊方1号機体積制御タンク出口配管の閉止管台からの1次冷却水滲出	無	B	1	内	設備故障
41	15.2.19	15.3.10	グラント蒸気排風機の故障	無	C	1	外	設備故障
42	15.3.5	15.3.6	伊方2号機定期検査で取り替えた新品1次系配管付属の弁の傷	無	B	2	内	設備故障
43	15.3.18	15.3.19	伊方2号機補機冷却水系統逃がし弁からの純水漏えい	無	B	2	内	その他
44	15.3.26	15.4.10	作業員の負傷	無	C	1	外	負傷等
45	15.3.27	15.4.10	伊方3号機復水脱塩装置の再生用水ポンプ出口配管からの純水漏えい	無	C	3	外	設備故障
46	15.3.27	15.3.27	作業員の負傷	有 <sup>3</sup>	A	-	外	負傷等
平成14年度合計				A:3 B:10 C:33 計:46				

(注)1 診察の結果、個人の疾病及び異常なしと診断されたため、事象としてはC区分

2 労働安全衛生法についても対象外

3 労働安全衛生法

## 資料 8 - 2 伊方原子力発電所異常時通報連絡公表要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（昭和51年3月31日締結。以下「協定書」）の規定に基づき四国電力株から通報連絡され又は報告される伊方原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る異常（正常状態以外のすべての事態）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 県は、四国電力株から通報連絡され又は報告される発電所に係るすべての異常に関する事項を公表する。

2 県は、公表に当たっては、透明性の確保を図るとともに、発電所の異常の内容、程度等について、県民に分かりやすく、適時・的確な情報を提供するものとする。

### (公表事項等)

第3条 公表事項及び公表内容は、次のとおりとする。

公表事項	四国電力株から通報連絡される発電所に係るすべての異常の発生と経過	四国電力株から報告される発電所の設備のすべての異常の原因と対策
公表内容	お知らせ（様式第1号） 四国電力株からの通報連絡 添付書類（異常の内容に応じて添付） ・発電所の配置図 ・発電所の基本系統図 ・専門用語等の解説 ・周辺環境放射線調査結果	お知らせ（様式第2号） 四国電力株からの報告

### (公表方法)

第4条 公表方法は、次のとおりとする。

- (1) 報道機関への発表又は資料提供
- (2) 県ホームページへの掲載
- (3) 閲覧（県庁、県八幡浜地方局、伊方原子力広報センター）

### (公表時期)

第5条 公表時期は、別表のとおりとする。

### (その他)

第6条 発電所の異常の公表内容等の問い合わせについては、県民環境部環境局環境政策課が対応する。

### 附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

別表

1 発電所に係る異常の発生及び経過の通報連絡の場合

区分	内 容	公表時期	
		報道機関	県ホームページ 閲 覧
A	(1) 協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態が発生したとき (2) その他次に掲げる社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態が発生したとき ア 発電所の周囲地域で震度5弱以上又は発電所で20ガル以上の地震を観測したとき イ 労働災害等により救急車の出動を要請したとき ウ 異常な音を発生したとき又は蒸気の異常な放出をしたとき エ 油、薬品等が敷地外に異常に漏えいしたとき。 (周辺環境に影響を与えないものを除く。) (3) その他特に重要と認められる事態が発生したとき	直ちに公表	直ちに掲載
B	(1) 管理区域内における設備の異常が発生したとき (2) 発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化があったとき (3) 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限が、一時的に満足されないと判断されたとき (4) その他重要と認められる事態が発生したとき	通報連絡後 48時間以内に 公表	通報連絡後 48時間以内に 掲載
C	A及びB以外の事項	毎月10日に 前月分を公表 (10日が勤務日以外 の場合は、次の 勤務日とする。)	毎月10日に 前月分を掲載 (10日が勤務日以外 の場合は、次の 勤務日とする。)

2 発電所の設備の異常の原因と対策の報告の場合

毎月10日（10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日）に、前々月に通報連絡のあった異常に係る原因と対策の報告を公表する。

ただし、緊急に公表する必要があるもの及び原因調査に時間を要するものについては、公表時期を変更するものとする。

資料 8 - 3 伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画（平成14年度愛媛県実施分）

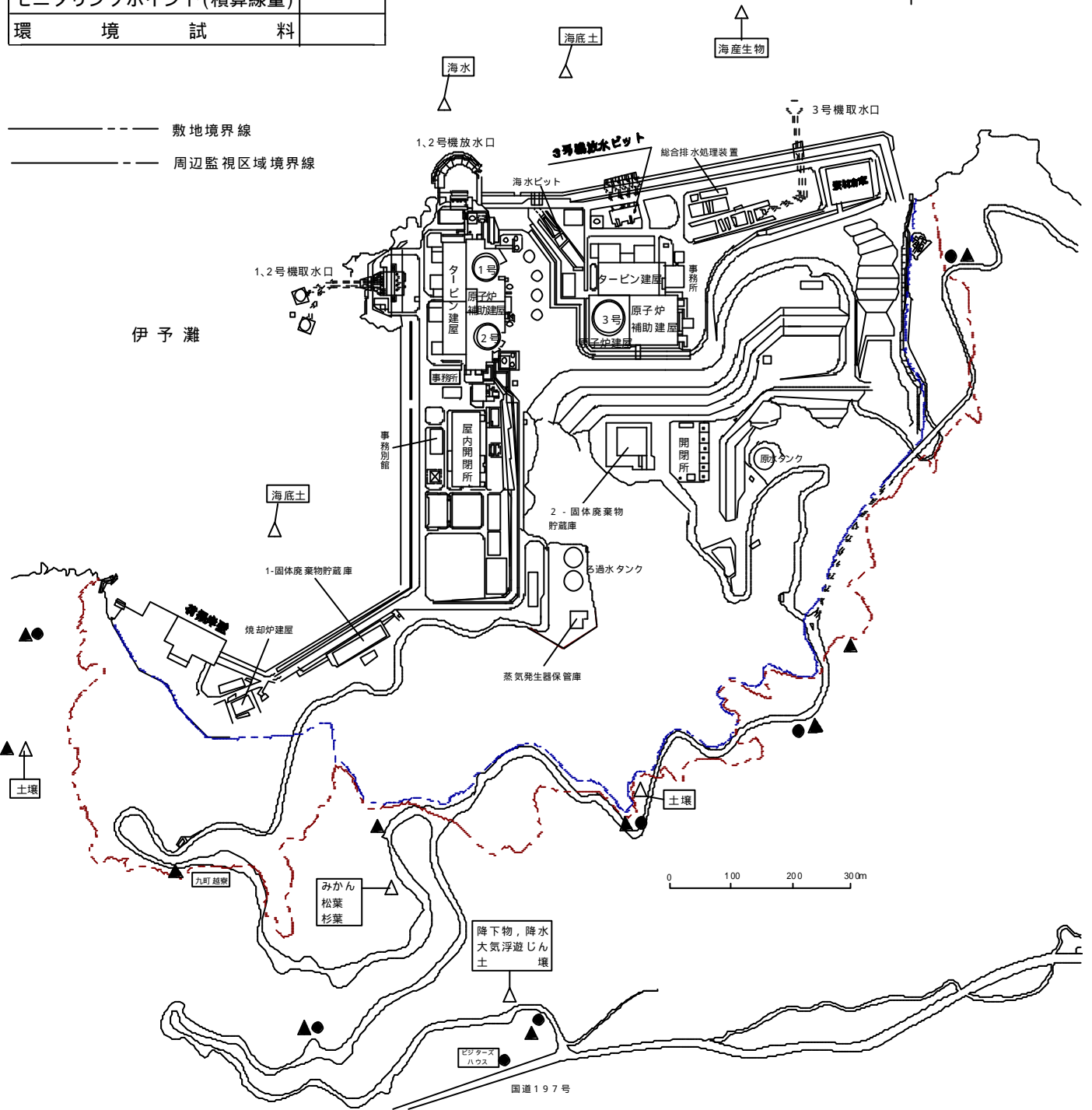
調査項目	調査地点		調査頻度等		調査件数						備考	国のモニタリング指針 <sup>(注2)</sup>			
	地点数	地名	頻度	実施月	全ベータ放射能	ガンマ線放出核種	トリチウム(H-3)	ストロンチウム(Sr-90)	ヨウ素(I-131)	アルファ線放出核種		頻度	測定方法	備考	
空間放射線	線量率 <sup>(注1)</sup>	1	九町越	-	連続							連続	NaI(Tl)電離箱		
		7	伊方越、九町、湊浦、川永田、豊之浦、加周、大成	-	連続							連続	NaI(Tl)電離箱		
		10	亀浦、発電所周辺、九町越、豊之浦、川永田、湊浦、九町、鳥津、八幡浜市、松山市	12	毎月1回										
		6	発電所周辺、九町越、川永田、湊浦、九町、松山市	4	5、8、11、2										
		73	伊方町(32)、三崎町(2)、瀬戸町(10)、保内町(5)、八幡浜市(10)、長浜町(4)、大洲市(4)、三瓶町(3)、宇和町(2)、松山市(1)	2	4～6 10～12										
	積算線量	31	伊方町(19)、三崎町(1)、瀬戸町(3)、保内町(2)、八幡浜市(1)、長浜町(1)、大洲市(1)、三瓶町(1)、宇和町(1)、松山市(1)	4	四半期毎								四半期毎	TLD(熱刺激線量計) 蛍光ガラス線量計	TLD 蛍光ガラス線量計 直読式電子式積算線量計
陸上試料	大気浮遊じん	1	九町越	-	連続	-	-	-	-	-	-	1～3か月毎	核種分析		
		4	九町越、湊浦、豊之浦、加周、松山市	4	4、7、10、1	2	20	-	-	20	20				
	陸水(河川水)	1	九町	4	4、7、10、1	1	4	4	1	-	1	四半期毎	"	飲料水	
	土壌	3	九町越、発電所周辺(2)	4	4、7、10、1	3	12	-	3	-	3	半年毎	"	表層土	
	農産食品	みかん	10	九町越、九町アラカヤ、亀浦、川永田、二見字磯口、九町字浦安、大浜、保内町、八幡浜市、中山町	1	11	10	10	-	-	3	-	収穫期	"	
		野菜	3	九町、川永田、湊浦	2	12、1	3	6	-	1	6	-	ほうれん草等		
	植物	松葉	1	九町越	1	8	1	1	-	-	1	-	四半期毎	"	指標生物
		杉葉	2	九町越、大浜	4	5、8、11、12	2	8	-	-	4	-			
	降下物、降水	2	九町越、松山市	12	毎月1回	2	24	24	4	-	2		毎月	"	水銀法等
	海洋試料	海水	1	平谿透過堤沖	4	5、7、9、11	1	4	4	4	-	4	半年毎	"	表面水
海底土		2	平谿透過堤北東、平谿沖入江	4	5、7、9、11	2	8	-	8	-	8	半年毎	"	表層土	
魚類		1	九町越沖	4	4、7、10、2	1	4	-	1	-	1	漁期 指標生物 四半期毎	"		
海産生物		無脊椎動物	1	九町越沖	4	4、7、10、2	1	4	-	1	-	1			
		海藻類	1	九町越沖	4	4、7、10、2	1	6	-	2	1	1			
気象要素	風向、風速、降水量、気温、大気安定度等	1	九町越	-	連続							原則として連続		気温、風向、風速、降水量等	
	感雨	8	九町越、伊方越、九町、湊浦、川永田、豊之浦、加周、大成	-	連続										

(注1) 空間放射線(線量率)の定点定期測定については、伊方地域の放射線レベルを把握するとともに、空間放射線等の情報を知る目的で各種の測定機器を用い測定する計画となっている。

(注2) 国のモニタリング指針には「環境放射線モニタリングに関する指針」(原子力安全委員会 平成13年3月一部改訂)を用いた。

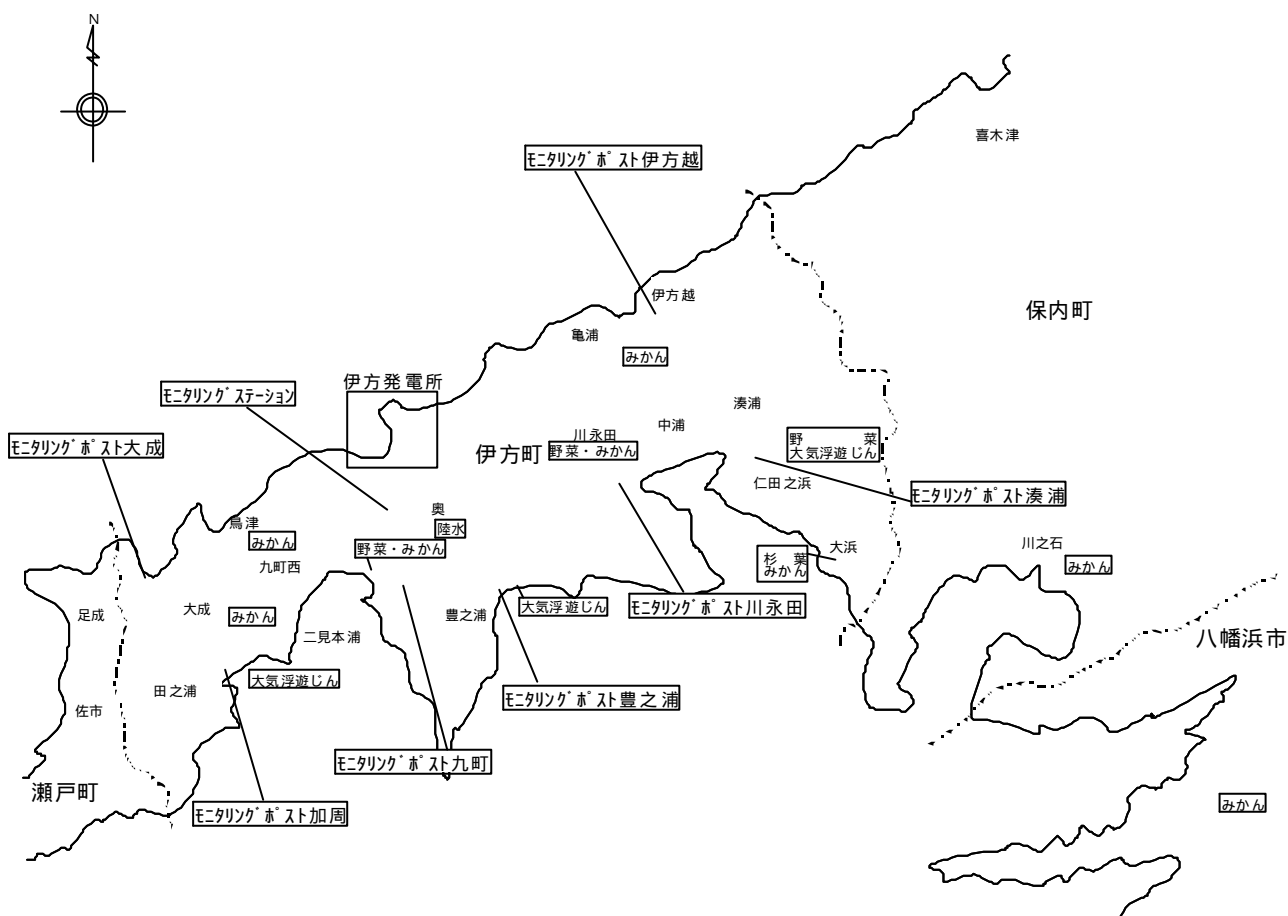
資料 8 - 4 環境放射線測定点及び試料採取地点図（発電所周辺）

モニタリングステーション	
シンチレーション式線量率計等	
モニタリングポイント(積算線量)	
環境試料	



資料 8 - 5 環境放射線測定点及び試料採取地点図

モニタリングステーション及びモニタリングポスト	
シンチレーション式線量率計等	
モニタリングポスト(積算線量)	
環境試料	



0 1 2 3 km

資料 8 - 6 環境放射線測定点図

